

令和元年第11回取手市教育委員会定例会会議録 (公開用)

1. 招集年月日 令和元年11月22日(金)午後2時
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員(教育長職務代理者) 山下 正路
教育委員 櫻井 由子
教育委員 小谷野守男
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 田中 英樹
教育参事 森田 哲夫
教育次長兼教育総務課長 石塚 幸夫
教育次長兼図書館長 大手 勉志
学務給食課長 三浦 雄司
指導課長 浅野 誠
スポーツ生涯学習課長 長塚 逸人
公民館課長 丸山 博
指導課副参事 篠田 清孝
6. 書 記
教育総務課 課長補佐兼係長 蛸原 康友
教育総務課 主 査 谷口 京子
教育総務課 主 事 中村 翔
7. 議 事
報告第24号 取手市教育委員会職員の処分について (非公開)
報告第25号 令和元年度取手市一般会計補正予算(第6号)所管事項について(市長専決処分)の同意についての専決処分の承認について
報告第26号 取手市放課後子どもクラブコーディネーターの委嘱について
報告第27号 取手市立学校等給食運営協議会委員の辞職について
報告第28号 令和元年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について(令和元年度取手市一般会計補正予算(第7号)の同意について)
報告第29号 令和元年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について

- て（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について）
- 議案第44号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 議案第45号 取手市立図書館団体貸出要綱の一部を改正する要綱について
- 議案第46号 取手市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について
- 議案第47号 取手市立図書館障害者用デージー資料の利用及び貸出しに関する要綱について
- 報告25 いじめ防止策等の取り組み状況に関する報告について（非公開）
- 議案第48号 教職員の人事関係について（非公開）

8. その他

9. 会議の概要

午後2時00分開会

○教育長

ただいまの出席者は4名で定足数に達しております。令和元年第11回取手市教育委員会定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

配布物の確認を事務局でお願いします。

〔谷口主査が配付物について説明〕

○教育長

資料は、よろしいでしょうか。

それでは、まず教育長報告をさせていただきます。8点報告をさせていただきます。まず1点目、製本講座「御朱印帳をつくろう」についてでございます。こちらにつきましては、10月27日と10月29日に取手図書館主催で行われました。こちらにつきましては、読書週間の行事ということで製本講座を定期的に行っているところでございます。ことしにつきましては10名で募集いただきましたが、開始後10分で受け付けを終了するほどの人気でございました。参加者は30代から70代の22名ということで、参加された方はカッターで和紙を裁断したり、蛇腹にのりづけをしながら好みの和紙でオリジナルの御朱印帳をつくっていただきました。アンケートでは「先生がとても丁寧でわかりやすかった」「また企画してください」などの感想が寄せられたところがございます。

2点目につきまして、音読講座です。こちらにつきましては、10月17日から24日、30日の3日間ということで、ふじしろ図書館主催で開催をいたしました。茨城シニアマスター「声だし健康体操」の指導者として登録されている講師をお招きいたしまして、昔話の音読講座を行いました。参加者は60代から70代の方、21名ということで、テキストは「読みがたり 茨城のむかし話」を取り上げ、1回目は滑舌や発声などの出し方を練習し、2回目はグループに分かれて、それぞれ1つの作品をパート

分けしながら音読練習を行いました。最終会については30分時間を延長しまして、講師の方が用意されました効果音とともに、入場から会場までの流れで発表を行いました。発表する側も、観る側も茨城の言葉や昔話を楽しみ、参加者全員に好評ということでした。

3点目、ふじしろ図書館のボランティアグループ表彰についてでございます。藤代図書館のボランティアグループである「図書館フレンズふじしろ」が公益社団法人読書推進協議会より、全国優良読書グループ表彰を受けたことについてでございます。このグループは、ボランティア活動ということで5つの部会から構成されておりまして、おはなし会や布絵本の制作、書架整理、映画会、図書館の除草作業などを長年にわたって続けていただきました。今回は、その功績が認められまして、11月3日、茨城県立図書館において「いばらき読書フェスティバル2019」が行われましたが、その席上で賞状と副賞の贈呈が行われたところでございます。

4点目、文化財保護強調週間の取り組みについてでございます。こちらにつきましては、毎年11月1日から7日までの1週間、文化庁が定めるところでございます。この期間、取手のほうでは毎年文化財保護強調週間に合わせまして、県指定文化財の旧取手宿本陣では、歴史講座や特別展示を行ったり、長禅寺の御協力をいただきまして一般公開を行っていただいております。今年は11月4日まで一般公開されました旧取手宿本陣につきましては142名の方、また1日から4日まで一般公開されました長禅寺三世堂には286人もの大勢の方が来場されまして、にぎわいを見せたところでございます。

2日に本陣のほうで開催されました歴史講座についてでございますけれども、古写真研究家の森重和雄さんにおいでいただきまして、幕末から明治にかけて活躍されました人見 寧の御子孫が所有する当時の古写真についての講座でございました。人見 寧という方でございますけれども、旧幕臣の方で函館の五稜郭に立てこもって最後まで新政府軍と戦った方ですけれども、明治維新後には明治政府に取り立てられまして、今の茨城県知事に相当する茨城県令を務めた後、下高井出身の広瀬誠一郎さんとともに利根川と江戸川をつなぐ利根運河会社を設立した人物でございます。古写真の中には、本市にもゆかりのあります15代将軍、徳川慶喜の洋服姿の写真もありました。また、人見 寧と新選組の副長、土方歳三が函館の同じ写真館で、同じ日に肖像写真を撮影したと推察されるという興味深いエピソードも紹介されまして、参加者は熱心に聞き入っていただいたところでございます。

5点目、第20回取手市民グラウンドゴルフ大会についてです。こちらについては11月3日、北浦川緑地公園で行われたものでございます。参加者数は137名ということで、取手市グラウンドゴルフ同好会の皆様の御協力により盛大に開催することができました。天候としては少し肌寒い状況でございましたけれども、皆様方、寒さを感じさせないはつらつとしたプレーで盛り上がったところでございます。

6点目、市民大学東京大学EMP特別講座の開催についてでございます。11月12日、ウェルネスプラザ多目的ホールにおいて、東京大学名誉教授の小林康夫先生をお招きいたしまして「市民大学東京大学EMP特別講座 日本を解き放つ コトバ・カラダ・ココロの3点測量」を開催したところでございます。この小林先生ですけれども、テレビにも出演されまして、高校の現代文の教科書も執筆される人気の哲学教授でございます。講座は事前申し込みでございましたけれども、定員を超える申し込みをいただき、盛大に開催することができました。講座の中では、受講者との対話から

始まり、考える楽しみや対話する喜び、学び続けることの大切さについて、講義をしていただきました。参加された皆様からは、講座は大変よかったという意見とともに双方向の対話型の授業で、単なる講演ではなく、考えることへの理解が深まった。学び続けることが人間としての深みを増すことになることがわかり、これからの生き方の参考となったなどの御意見をいただいたところでございます。

余談でございますけども、哲学対話というのは、私も哲学カフェに東京でちょっと参加したんですけど、非常におもしろい取り組みですね。子どもたちにもこれはできるということなので、少し時間かけてもいいんですけども、特に中学生同士で少し哲学対話をやっていただくのも一つの心の教育、情操とか思考力を高めるといことでは、効果が期待できるものではないかなと私自身は感じたところでございます。

7点目、令和元年度取手市小中学校音楽祭についてでございます。11月7日、市民会館大ホールにおいて行ったところでございます。当日は20校を10校ずつ2つのブロックに分けて、午前の部、午後の部と2部制で行ったところでございます。今年度新しくなりました市民会館で初めての音楽祭であったわけですが、去年はグリーンスポーツセンターということでございましたけれども、非常に音響のよい条件の中で、子どもたちの歌声と楽器の演奏も響き渡りまして、各学校ごとの工夫が見られて非常にすばらしい会となりました。

8点目です。研究委嘱校訪問ということで、委員の方々に御案内したところでございますけれども、10月30日に桜が丘小学校、11月15日には戸頭小学校ということで、2校の委嘱校の研究発表がございました。桜が丘小学校はユニバーサルデザインの視点を取り入れた算数科事業のあり方について、戸頭小学校では理科の授業における問題解決的な思考と理科学習の有用感を高めるための事業のあり方について研究を行って、公開授業等の発表を行ったところでございます。どちらの学校も児童の研究を通した授業研究をしてきた先生方にとっても、授業に集中して取り組んでいるところでございますので、今後の研究の深まりを期待したいところでございます。

以上、私からの報告でございました。

これより本日の議事に入ります。

委員の皆様にお知らせをいたします。この後、議題となります報告第24号、取手市教育委員会職員の処分については、人事に関する案件となります。

お諮りいたします。報告第24号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議ございませんので、報告第24号の議事は非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長

報告第24号、取手市教育委員会職員の処分についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。田中教育部長お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第25号は報告のとおり承認をいたしました。

非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

[会議室開鎖]

○教育長

報告第 25 号、令和元年度取手市一般会計補正予算（第 6 号）所管事項について（市長専決処分）の同意についての専決処分の承認についてを議題といたします。本件についての説明を求めます。石塚次長兼教育総務課長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長

報告第 25 号、令和元年度取手市一般会計補正予算（第 6 号）所管事項について（市長専決処分）の同意についての専決処分の承認について、御説明、御報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、2 ページにございますとおり、市長より、本一般会計補正予算案の教育に関する意見を求められましたが、委員会を開催する余裕がなかったため、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第 2 条第 1 項の規定に基づき、1 ページのとおり異議がない旨の回答をしたことを報告いたします。

本補正予算における教育に関する事項は、10 月 12 日に接近しました台風 19 号の暴風による教育施設等への被害に対する修繕等に係る経費となります。別紙、補正予算書の 10 ページ、A 3 判縦の資料をご覧ください。

まず、歳入からご説明いたします。本補正予算の財源として、財政調整基金より 4,693 万 7,000 円を繰り入れております。さらに災害復旧債としまして 1,030 万円を充てております。

次に、歳出をご説明いたします。本補正予算は、災害が起因となる経費のため、通常の教育費とは異なり 2 款、総務費、災害対策費に計上いたします。令和元年 10 月 12 日台風 19 号応急処理経費における教育関連経費は、総額で 931 万 9 千円となります。

内訳ですが、まず需用費です。修繕料としまして、学校施設等の修繕 141 万 5,000 円、取手小野外掲示板の修繕 33 万円並びに藤代スポーツセンターテニスコートフェンスの修繕 5 万 5,000 円、計 180 万円を計上しております。

続いて、委託料です。小中学校の倒木樹木等撤去委託料として 595 万 2,000 円を計上しております。

続いて、工事請負費です。取手東小学校外部倉庫解体工事や駐輪場屋根撤去工事等で 130 万 3,000 円を計上しております。

続いて負担金、補助及び交付金です。国指定重要文化財「竜禅寺三仏堂」の茅屋根が 9 月の台風 15 号に続き、今回の 19 号でも被害を受けたことから、取手市指定文化財等補助金交付要綱に基づき、屋根災害修復工事費の 2 分の 1 である 26 万 4,000 円を補助金として計上しております。

なお、本補正予算につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、特に緊急を要し市議会を招集する余裕がないことが明らかであるため、11 月 11 日付けにて市長専決処分となっております。

次に、12 ページの A 3 判縦の資料をご覧ください。今回の台風 19 号による被害で、特に緊急を要する事案については、本報告議案の補正予算専決処分を待たずに予備費より 827 万円を 2 款、総務費、災害対策費に充当して対応しております。このうち、教育施設関連経費は総額で 312 万 7,000 円となります。

内訳ですが、まず需用費、修繕料です。白山小学校井戸ポンプ小屋修繕や永山小学校体育館雨樋修繕等、修繕料として28万6,000円を計上しております。

続いて、委託料です。小中学校の倒木樹木等撤去委託料として268万1,000円を計上しております。

続いて、工事請負費です。取手小学校の国旗掲揚ポールですが、3本あるポールの両端の2本が暴風により傾いたため、その2本を撤去する工事委託料として16万円を計上しております。

したがいまして、台風19号の暴風による教育施設等への被害に対する修繕等に係る経費につきましては、本報告議案の補正予算専決処分対応として931万9,000円及び予備費対応として312万7,000円、合わせますと総額で1,244万6,000円となっております。

報告、御説明は以上となります。

よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○教育長

以上で、本件に対する説明は終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○小谷野委員

本当に台風の被害は、茨城県内もすごい状況ですね、まだまだ整理が済んでないという状況もあるんですけど、今のお話をいただいた部分に関しましては、修繕の状況といいますか、その辺がどの程度進んでいるのか、その辺わかりましたら教えてください。

○教育次長兼教育総務課長

修繕につきましては、地元の建設業の方々とか、あとは撤去作業とか土木関係の業者さんたちに一生懸命取り組んでいただいております、ほぼ改修のほうは終わっているところです。ただ、例えば駐輪場の屋根とか、そういう大きなものの撤去については、まだ未完成の部分はございます。あと、やはり三仏堂、そちらのほうにつきましては、前回の15号、すぐに19号が来てしまいましたので、今回ちょうど12月から、旧取手宿本陣の茅屋根の修復が始まります。やはり特殊な茅屋根の修復工事ですので、その業者がその合間を見て、三仏堂、そちらのほうも修復をしていただく予定になってございます。

○教育長

ほかにございますか。

○小谷野委員

続ければよかったですね、先ほどの中で、取手小学校のポール撤去というような話がありましたけど、3本のうち両サイドを撤去すると1本残っているということですね。今後、今までの状況に戻すような工事とか、そういったものに関しては、何か注文とかそういうのは入っているんでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長

国旗掲揚ポールにつきましては、取手小学校と協議をしまして、2本撤去して、また3本にするのか、あとはセンターポール1本のままでいいのかというところを教頭先生、校長先生に御相談したところ、センターポールがあれば大丈夫というお話がございましたので、学校の意見を尊重する形で、今回は両端のポールを撤去してセンターポール1本のままということで考えてございます。

○櫻井委員

これはちょっと教えていただきたいんですが、大きなA3の10ページのほうの需用費、教育総務課のほうで取手小学校体育館その他出ておまして、その下の学務給食課のほうで取手小学校屋外掲示板修繕とありますが、これは管理課が違うものなんでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長

非常に区分けが難しいところなんですけども、施設、いわゆる構造部材についている物は教育総務課、それに附属する物は教育総務課で、例えば校庭にある遊具とか、あとは校舎に独立して立っている備品関係は学務給食課という区切りになってございます。

○櫻井委員

ありがとうございます。重ねてですが、その下の委託料のところでも木の枝折れが多数ありますが、こちらに関しては教育総務課管轄という形で。

○教育次長兼教育総務課長

そうですね。校庭内に植わっているというか、そちらにある樹木の管理は教育総務課のほうで担当してございます。

○小谷野委員

今、この中に永山中学校のフェンスの工事関係が入っていましたね。あそこ、今回通らせていただいたときに非常に気になったのが、登下校時の子どもたち、小学校の子どもたちの帰る姿と車の出入り、その辺のところがあそこは非常に狭いなど。これで事故が起きないかなと感じられたんですけど、何かもう手だてを考えないと、これから永山中は当然、高井小の関係で増えますよね。そのことを考えていくと、ますますあそこが少し広がったがためにスピードが上がったとか、そんな車の状況も伺っておりますので、もっともっと交通安全にかかわる部分としての整備といえますか、そういったものを今後ちょっと考えていただく方向性で検討いただけないかなというような要望なんですけど、どうなんでしょうか。

○学務給食課長

そちらにつきましては、道路が拡張した部分がございますして、小谷野委員おっしゃるとおり、スピードを出すような車も見受けられるかなと思います。うちとしましては道路管理者、関係機関と十分協議をしながら要望してまいりたいと思います。

○小谷野委員

よろしく申し上げます。

○教育長

多分、その下校時の状況は、確認をしていただいたほうが良いと思います。ちょうど戸頭小学校の研究委嘱校の発表の後、ちょうどその下校時の間で、道幅が広がったとはいえ、たまたまだったんですけども我々もワンボックスで、対向車もワンボックスだと、ほとんど子どもたちがすれすれみたいな状況なんです。あそこは子どもの列ができると、あの交差点までつながるような状態で、歩行者自体が渋滞的なところに加えて、結構通行量はあるんですよね。だから、そういった時間帯を見計らって担当者がしっかり確認しないといけない状況なのかなというふうに私は感じました。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結といたします。
お諮りいたします。報告第 25 号は，報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって報告第 25 号は，報告のとおり承認をいたしました。

報告第 26 号，取手市放課後子どもクラブコーディネーターの委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を長塚スポーツ生涯学習課長お願いします。

○スポーツ生涯学習課長

スポーツ生涯学習課長の長塚です。よろしくお願ひいたします。それでは，報告第 26 号，取手市放課後子どもクラブコーディネーターの委嘱について，御説明させていただきます。

放課後子どもクラブと地域ボランティア団体などを交流することにより，放課後子どもクラブとしての活動を一層充実したものとするため，取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則第 7 条第 2 項により，コーディネーターは教育委員会が委嘱することと定められております。昨年度までは 2 名の放課後子どもクラブコーディネーターを委嘱しておりましたが，2 名とも平成 31 年 3 月 31 日付けをもって私事都合により退職をされております。

資料の 1 ページをご覧ください。このたび，新任の取手市放課後子どもクラブコーディネーターとしまして，取手市新町にお住まいの南出志穂氏に令和元年 11 月 15 日から令和 2 年 3 月 31 日まで委嘱を行いましたので報告をするものでございます。

南出氏につきましては，品行方正な人物でございまして，これまで永山小学校の子どもクラブ支援員として非常に熱心に取り組んでいた経験もございます。また，龍ヶ崎市では，小学校と連携した伝統文化の継承活動を行っているボランティアとしての実績もございます。コーディネーターとして文化芸術に触れ合う活動をはじめ，児童の興味関心やニーズを踏まえた多様なプログラムなど，低学年だけでなく，高学年の児童の学ぶ意欲を満たす内容や，異年齢児交流を促す内容も充実させてくれる人材だと考えております。

資料の 2 ページをご覧ください。コーディネーターの主な業務内容ですが，学校や関係機関との連絡調整や各放課後子どもクラブの活動プログラムの作成などとなっており，今後はスポーツ生涯学習課と連携をしながら，地域ボランティア等を活用した放課後子どもクラブの活動内容の充実に努めていただきます。以上です。

○教育長

本件についての説明は以上でございます。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いいたします。

○小谷野委員

3 月 31 日で，お二人いた方々がそれぞれお辞めになられて，多分探すほうは大変だったんだろうと思うんですけど，やっと 1 人が見つかったということなんですけど，今後また，もう 1 人ぐらいお探しするような，そんな取り組みを考えていらっ

しゃるんでしょうか。

○スポーツ生涯学習課長

放課後子どもクラブコーディネーターにつきましては、小学校区に1名配置することが望ましいとされておりますので、今後も継続してコーディネーターとなって御協力いただける方というのは、当然、スポーツ生涯学習課で探してまいります。

○山下委員

そうすると、コーディネーターは各小学校に1名という形なんですか。

○スポーツ生涯学習課長

こちらは、平成30年度に厚生労働省・文部科学省連名で出されました新放課後子ども総合プランの中におきまして、コーディネーターというものは小学校区に1名置くということになっておりまして、その人材につきましては、生涯学習アドバイザーや民生委員・児童委員などが望ましいとされておりますので、そういった方々の中から探してまいりたいと考えております。

○山下委員

これから探していくのはちょっと大変じゃないですかね、各小学校に1名ということであれば。

○スポーツ生涯学習課長

大変なのは重々承知なんですけど、まずは今回新たに採用させていただきました南出様に、総括コーディネーターという言葉はないんですけども、総括して活動していただくようなコーディネーターとして、まずは14校を見ていただくような形で始まりまして、そのうちの間に残りのコーディネーターの方を1人ずつ当たっていくというような形で取り組んでいければと考えております。

○山下委員

そういう計画性とか目安とかというのは、今ありますか。この人にずっとこれやってもらうわけにはいかないと思うんですよね。やっぱり早く手を打たないといけないのかなと思うんですが。

○スポーツ生涯学習課長

民生委員・児童委員さんにつきましては、この12月に改選がございまして、その後、総括児童委員の方なども決まると思いますので、その方が決まりましたらば、御相談にお伺いしたいとは考えております。

○山下委員

学校のことも熟知しておかないといけないし、子どものこともしっかりつかめる人でないといけないと思うんですよね。だから、その仕事の内容というのは、このコーディネーターというのは非常に難しいと思うんです。単なる民生委員さんでやっていけるかどうかということは、非常に疑問に思うところはありますよね。ここらでしっかりしていかないと、放課後子どもクラブは運営が非常に苦しいんじゃないかなと思うんです。

○教育長

放課後子どもクラブについては、平成30年、昨年に国から通知等が来てまして、いろいろ幾つか課題があるので、議会からも何回にもわたって御質問いただいているので、それについては改めて問題を整理して、どういった方向性かということを検討していますので、その状況については別な時間をとって、委員の皆様には御説明する機会をきちんと設けたいと思います。そのコーディネーターの問題も含めて、

幾つか課題がありますので。

それは別にして、質疑、御意見ほかにございましたら。櫻井委員。

○櫻井委員

よろしいですか。今、長塚課長のほうから、市内の各小学校区に1名が望ましいところではあるが、市で1人ということなので、総括的に活動をお願いしたいということですが、そうは申しましても、市に1人というのは大変御本人も活動しづらいかと思います。具体的には、任期も令和2年3月31日までということのようですが、具体的にどのような活動をこの短い期間で、スポーツ生涯学習課としてお願いしていきたいのか、どのようなところに力を入れていただきたいのか、そういったものがございませうでしょうか。

○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。まず、コーディネーターの業務の内容につきましては、資料の2ページに記載されておりますが、この中で、地域の方たちと子どもたちの触れ合いというところで、これまでも昔遊びとか、けん玉とか、そういったことを教えてくださる方、それからスポーツ関連団体の方に子どもクラブに来ていただいて、グラウンドが空いている時間にそういったスポーツ教室をやっていただいたり、そういったところを団体と調整をしていただいたりして、子どもクラブと地域の住民の交流というのを計画していただいていたというところがございませう。これから採用される方についても、当然そういったところをメインにお願いしたいと考えております。

○教育長

よろしいですか。ほかにございましたら。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

よろしいですか。それでは、質疑、御意見を終結といたします。

お諮りいたします。報告第26号は、報告のとおり承認することに御異議ございませうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって報告第26号は、報告のとおり承認をいたしました。

次に、報告第27号、取手市立学校等給食運営協議会委員の辞職についてを議題といたします。

本件についての説明を三浦学務給食課長お願いします。

○学務給食課長

それでは、報告第27号、取手市立学校等給食運営協議会委員の辞職について、御報告させていただきます。

2ページの取手市立学校等給食運営協議会条例第3条の組織にあります協議会委員のうち、第2号委員である取手市立学校のPTA代表、猪瀬哲哉委員から、令和元年11月21日に、一身上の都合により同日付けで委員の職を辞職したい旨の届け出がございました。後任につきましては、現在のところ未定であります。

協議会の進捗状況でございますが、平成30年12月19日に第1回目を開催してから、これまで取手市の学校給食の現状や消費税増税に伴う給食費の取り扱い、給

食運営方式の再検証などについて議論してまいりました。また、市内の自校方式とセンター方式、市外の給食施設の視察、試食も実施しました。今後は、数回の会議を開催しまして議論のほうを深めてまいりたいと考えております。以上となります。

○教育長

以上で本件に対する説明は終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○山下委員

後補充の目安とか検討はいかがなものなのでしょうか。

○学務給食課長

そちらにつきましては、今のところ本当に検討中でございます。時期については未定であります。ちょっと目安も立っていないような状況です。

○山下委員

P T A代表という、保護者関係の御意見等も非常に吸い上げなきゃいけない部分が給食関係については多いと思うんですね。ですから、空席でなくて早目に補充してもらおうほうがよろしいんじゃないかなと思うんですが。

○学務給食課長

委員のおっしゃるとおり、P T Aの連絡協議会の会長さんと相談して決めていきたいと思っております。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。報告第27号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第27号は報告のとおり承認をいたしました。

報告第28号、令和元年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和元年度取手市一般会計補正予算（第7号））の同意についてを議題といたします。

本件について担当課長の説明を求めます。石塚次長兼教育総務課長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長

それでは、報告第28号、令和元年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和元年度取手市一般会計補正予算（第7号））の同意についてを御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、資料2ページにありますとおり市長より意見を求められましたが、委員会を開催するいとまがなかったため、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、資料1ページにありますとおり異議がない旨を回答したことを御報告いたします。

資料、議案第72号、令和元年度取手市一般会計補正予算（第7号）の抜粋を御参照ください。教育費につきましては、歳入歳出の順で、各担当課長より御説明申し上げ

げます。

○教育長

大手次長兼図書館長お願いします。

○教育次長兼図書館長

図書館、大手です。まず、歳入につきまして御説明いたします。13ページをごらんください。19款、繰入金、2項、基金繰入金、公共施設整備基金繰入金711万5,000円を増額補正するものです。この繰入金のうち、図書館費の歳出に充当する財源がございます。18ページをごらんください。こちらの下段になりますが、補正額の財源内訳のその他の欄に記載があります、取手図書館空調設備改修工事に要する経費のうち231万5,000円を公共施設整備基金繰入金から充当するものです。

歳入は以上となります。

○指導課長

指導課、浅野でございます。続きまして、歳出を御説明いたします。15ページをごらんください。9款、教育費、1項、教育総務費、4目、教育研究指導費、教育振興に要する経費です。こちらは令和2年度から小学校全教科の教科書が全面改訂となります。児童に確かな学力を身につけさせるため、教材研究に資する教師用教科書や教師用指導書を令和元年度中に購入し、新年度からの学習指導に備えるため1,642万1,000円を補正するものです。

続きまして、教育総合支援センターに要する経費でございます。児童生徒並びに当該児童生徒の保護者からの相談を受け、相談者が抱える不安やストレスを和らげることにより、不登校、いじめ、対人関係のトラブル、問題行動その他の未然防止、早期解決を図るため、市内小学校中学校に配置する子どもと親の相談員の謝礼が不足する見込みであるため、60万円を増額補正するものです。

続いて、日本語指導員に要する経費です。市内小中学校に在籍及び転入学してきた日本語指導を必要とする帰国子女及び外国人児童生徒に対し、日本語の指導及び教科指導の支援を行う日本語指導員の賃金が不足する見込みであるため、90万8,000円を増額補正をするものでございます。以上です。

○学務給食課長

16ページをごらんください。2項、小学校費、小学校管理に要する経費として194万8,000円を増額補正になります。これは小学校において支援を必要とする児童数の増により、教育補助員の賃金を補正するものです。

次に、要保護・準要保護児童就学奨励費の扶助費71万円の増額補正になります。こちらは、要保護・準要保護児童就学奨励費の対象児童の増により増額するものです。

続きまして、17ページになります。3項、中学校費、要保護・準要保護生徒就学奨励費の扶助費142万円の増額補正になります。こちらは小学校同様、要保護・準要保護生徒就学奨励費の対象生徒の増により増額するものです。

○指導課長

指導課、浅野でございます。同じく17ページ、中学校特別活動に要する経費でございます。こちら、取手市内中学校における特別活動の充実及び強化を図るために、生徒の移動用バス借り上げ料を実費負担しておりますが、今年度も前年度に比較して活用されており、不足する見込みであることから33万1,000円を増額補正するものです。

○教育次長兼図書館長

18 ページをごらんください。図書館管理運営に要する経費です。取手図書館の空調設備を更新するための改修工事費 4,521 万 5,000 円を計上いたします。取手図書館の空調設備は、平成 11 年度・12 年度に改修を行ってから 20 年を経過し、老朽化が進んでおります。そのため、令和元年度に実施設計を行い、令和 2 年度当初予算に工事費を計上する予定でしたが、故障が頻発しており、来年度の夏の猛暑時期までに改修を実施する必要があることから、予定を前倒しをして工事を実施するものです。工事内容としては、ガスヒートポンプ方式の空調設備のうち、室外機 6 基、室内機 45 基の交換及び附帯設備の設置工事となります。以上です。

○スポーツ生涯学習課長

スポーツ生涯学習課、長塚でございます。19 ページ、6 項、保健体育費、2 目、体育施設、藤代スポーツセンター管理運営に要する経費でございます。こちらにつきましては、6 月の議会におきまして、藤代スポーツセンター第 2 駐車場の借地している土地の地権者 1 名より買い取りの申し出がございまして、土地賃貸借契約書第 9 条の規定に基づきまして、令和元年 7 月に不動産鑑定を依頼しましたところ、その鑑定額が出まして、9 月に地価評定委員会を行い、不動産鑑定価格書をもとに地価評定委員会から報告を受け、買い取りを履行するための補正でございます。鑑定結果につきましては、土地の面積が 274 平米ございまして、決定単価というものが平米あたり 5,050 円となっております。138 万円を増額補正するものでございます。以上で説明を終わります。

○教育次長兼図書館長

図書館、大手です。続きまして、継続費補正についての御説明になります。資料の 4 ページをごらんください。第 2 表、継続補正、2 段目の取手図書館空調設備改修事業となります。こちらは、先ほど 18 ページの歳出の項目で御説明いたしました、取手図書館空調設備改修工事の予算計上につきまして 2 カ年の継続費を設定するものです。理由といたしましては、9 月末に設計業務委託が完了し、これをもとに工事のスケジュールを精査しました結果、工事が今年度末までに終了しないことが見込まれるとの判断によるものです。あわせて、資料の 25 ページの下段をごらんください。総事業費は 5,651 万 9,000 円を見込んでおりますが、内訳として、空調機材の調達費等を含む 80%相当額の 4,521 万 5,000 円を令和元年度の 12 月補正で計上し、主に空調機材以外の附帯工事に要する経費を残りの 20%として令和 2 年度の当初予算に計上することを予定しております。また、工事期間は約 4 カ月が見込まれており、図書館は 50 日程度の休館が必要になります。工事の開始時期は、請負業者が決まり次第、協議となりますが、2 月下旬から 3 月頭にはスタートをし、猛暑の時期を迎える前に完了できるよう進める予定です。継続費は以上となります。

○教育次長兼教育総務課長

続きまして、債務負担行為の補正となります。こちらにつきましては、また別冊資料の令和元年度 12 月補正債務負担行為設定集計表という資料をごらんいただければと思います。まず、資料 1 ページの図書館（取手・ふじしろ清掃管理業務委託）から始まりまして、2 ページの一番下の学校給食センター賄い費令和 2 年 4 月分までの債務負担行為につきましては、令和 2 年 4 月から業務を行うために、契約の準備行為を行うものでございます。

続きまして 3 ページをお開きください。小学校（永山小、取手西小、高井小）、それから中学校（取手一中、永山中、戸頭中）の給食調理業務を委託するものです。期

間は令和3年度までとなります。

次に4ページをお開きください。これ下段の2項目につきましてなんですけども、教育委員会の公用車新規リースに伴い、負担行為を設定するものです。新たなリース期間は8年となります。

次に、5ページをお開きください。3行目の教育総務課複合機から7ページの教育総務課埋蔵文化財センターコピー機までは、教育委員会の事務機器新規リースに伴い債務負担行為を設定するものです。リース期間は5年となります。教育委員会所管分の債務負担行為について御説明しました。

以上で本議案についての説明を終わりにいたします。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○小谷野委員

図書館関係で、空調関係がもう本当に頻繁に故障しているというお話があったんですけど、それで早めというのは納得できるんですが、50日ぐらい休館しなければならぬという事態のお話があったんですが、その辺は何とか50日も休まずにできるような工事の仕方というのは難しいんでしょうかね。

○教育次長兼図書館長

先ほど、説明の一部で申し上げましたとおり、工事の請負業者というのは、これから決定いたします。そして協議の中で、極力エリアを分けながら分散して、利用者の方に図書館を利用いただけるような配慮を私どものほうからも業者のほうに要請していきたいと思っておりますので、50日丸々休館にすることは極力避けるように努力したいと思っております。

○小谷野委員

わかりました。

○山下委員

結局、全部の空調を取り替えるわけですか。

○教育次長兼図書館長

図書館の全てのエリアの空調設備を丸ごと取りかえるという形になります。

○山下委員

それはしようがないですよ。部分的に分けてやるしかないわけですかね。

○櫻井委員

浅野課長のほうから御説明がありました、15ページ、教育研究指導費の教育教育総合支援センターに要する経費、子どもと親の相談員謝礼、また、日本語指導員に要する経費という件で、こちら補正予算ということですので、形としては足りなくなってきたから、これだけ計上しますよということだと思っておりますが、人数が増えたというわけではなく、当初スタートから人数が増えたわけでもなく、お給料が上がったわけでもなく、足りなくなってきたというのはどのような状態でしょうか。

○指導課長

まず、子どもと親の相談員、こちらのほうに関しましては相談が学校から要望があった場合には、その要望に応じて相談をこちらで受けるというような形になっております。その関係上、相談が想定していたものよりも時間がふえてきている関係上、補正予算で必要になってきたという形になります。

それから、こちらに続きまして日本語指導に関する指導員なのですが、当初10名の日本語指導の対象者がいたところなんですけども、転入等で3名増えて13名になりました。それに伴いまして、指導員が増えましたので、それに伴い時間数も増え、こちらの費用が必要になってきたというような形になっております。以上でございます。

○櫻井委員

よろしいですか。日本語指導員につきましては、今の説明でわかりました。ありがとうございます。子どもと親の相談員なのですが、学校に勤務される日にち、週によって曜日等が決まっていると思われそうですが、相談時間が増えているということは、それ以外の日にちで来ていただく日が、あるいは来ていただく時間が増えたので、その分の謝礼ということではよろしいでしょうか。

○指導課長

はい。そのとおりでございます。例えば、不登校傾向のあるお子さんが出てきたときに、この時期に重点的に指導する、又はカウンセリング的なものをするというような形になると、小学校で相談員さんと相談をいたしまして、可能日というのを確認します。その可能日の中で配置できるところ、時間をとって配置するような形になっておりますので、それで時間が増えているということになります。

○櫻井委員

ありがとうございます。

○山下委員

先ほども櫻井委員から出ましたけど、日本語指導員に関するところで、これから恐らく増えていく傾向にあるのかなという気がするんですが、日本語指導員に要する基準的なものとか、規約的なものが、本市ではあるのかどうか。学校から要望が出てくると思うんですが、どの程度の子どもについて日本語指導員をつけるかとか、そういう規約はあるのかどうかちょっとお聞きしたいんですが。

○指導課長

こちらにつきましては、今お話があったように、まず学校から日本語の指導をしていただく、又は通訳的なものをしていただく指導員をぜひつけてほしいという要望を受けます。それに関しまして、指導課から担当職員も見取りに行きまして、その上で必要性があるというような判断をした場合には、お子さんに合う言語の方を募集しまして、つけるというような形になっております。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。報告第28号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第28号は、報告のとおり承認をいたしました。

報告第29号、令和元年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務に

ついて定める議案についての専決処分の承認について（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について）を議題といたします。

本件についての説明を石塚次長兼教育総務課長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長

報告第 29 号，令和元年第 4 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について），御説明，御報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により，2 ページのとおり，市長より教育事務に関する意見を求められましたが，委員会を開催するいとまがなかったため，取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第 2 条第 1 項の規定に基づき，1 ページのとおり，異議がない旨の回答したことを御報告いたします。

本報告議案につきましては，地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い，来年度から現行の非常勤・臨時職員制度が会計年度任用職員制度に大きく任用形態が切り替わります。これに基づきまして，地方自治体で任用している臨時職員及び非常勤職員について，令和 2 年 4 月 1 日から新たに会計年度任用職員の制度が導入されることに伴い，地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定することにより，関連する条例の改正及び廃止を一括して行うとともに，あわせて文言の整理を行うものでございます。

地方自治法と地方公務員法の改正の中で，特に地方公務員法の一部改正につきましては，新たに制定されました第 22 条の 2 第 1 項に規定するこの会計年度任用職員の制度が新たにできたわけなんですけども，この趣旨の 1 つとしまして，地方公共団体における非常勤特別職の明確化，限定化というものがございます。これにより，市では従来から非常勤特別職の職員につきましては，原則として専門的な知識や経験等に基づいて助言，それから調査等を行うものに限定し，現在の非常勤特別職の実情を踏まえた上で，非常勤特別職から会計年度任用職員，いわゆる一般非常勤職員や有償ボランティアに切り替える職の明確化を図っております。

教育委員会に関する条例の改正といたしましては，資料の 10 ページの 8 条，取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてが関係条例となっております。同条下段の別表の中なんですけども，この表中の職名に下線がある職名につきましては，今回の条例改正に伴いまして，非常勤特別職から会計年度職員や，いわゆる有償ボランティアに移行することにより，この非常勤特別職の表から削除する職名及び，あわせて今回文言修正もございまして職名の変更となる部分になります。

この表中の教育委員会に関連するところなんですけども，この表から削除となる職名につきましては，12 ページに記載のあります，教育相談員，特別支援教育相談員，スクールカウンセラー，準スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，社会教育指導員，特別青少年相談員及び公民館長となります。なお，学校嘱託医師及び学校嘱託歯科医師につきましては，13 ページの最終行と 14 ページの 1 行目のとおり，こちらは改正後の表になるんですけども，それぞれ学校医及び学校歯科医という形で職名を変更をするものでございます。今まで非常勤特別職と呼ば

れていた方々が、その実情に鑑みて、今回この条例改正に伴い、会計年度任用職員、若しくは有償ボランティアになる職名というところの部分が、教育委員会関連のこの議案となります。

説明は以上となります。よろしく御審議、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○教育長

本件の説明は終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○櫻井委員

石塚次長から説明がありました12ページの教育委員会に関わる特別職の非常勤職員の下線が引いてある職名に関しては、会計年度任用職員若しくは有償ボランティアという形でしたが、どの職が会計年度任用職員で、どの職が有償ボランティアになるのかの内訳というのはわかりますでしょうか。

○公民館課長

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。教育相談員は会計年度任用職員へ、特別支援教育相談員も同じく会計年度任用職員へ。続きまして、スクールカウンセラー、準スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こちらも全て会計年度任用職員へ。続きまして、社会教育指導員及び特別青少年相談員、こちらも会計年度任用職員へ。青少年相談員につきましては、有償ボランティアに任用替えでございます。それと、公民館の館長につきましても有償ボランティアへ任用替えということになっております。以上です。

○櫻井委員

ありがとうございます。

○教育長

これは資料として、異同関係でこういった形があるということを一覧表で教育委員会の方に提出をお願いしたいということと、その職の違いがわからないと、これは内容の説明になっていないので、こちらについてはきちんと用意して説明してください。これは制度改正の大きなものなので、時間がないまま本日の会議になっちゃったので、委員の方に大変失礼な説明になってしまったんですけども。これはほかの自治体も同じように、こういう形で会計年度任用職員というものを入れるのでしょうか。

田中部長お願いします。

○教育部長

今回、この上位法の改正によりまして、全国の自治体が同様の手続をとることになっております。今回、本当にばたばたの中でお示しさせていただきましたけれども、次回、もう少し目的と内容がわかるようなものを用意いたしまして、再度、御説明はさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○櫻井委員

その際に、もし、この会計年度の職員の雇用形態が変わるということで、今まであった非常勤の職員のコストで削除されるもの、あるいは新しくつけ加えられるもの、そういったものがありましたらあわせてお示しいただければと思います。

○教育長

あともう1つ。なぜ、この時期に議案として、この形が出るかということの説明

がなかったような気がするんですけど。

○教育次長兼教育総務課長

こちらは、会計年度任用職員制度につきましては、市長部局のほうでは人事課のほうを担当してございます。先ほど部長からございましたとおり、全国的に地方自治法、地方公務員法の改正に伴うものですので、会計年度任用職員というような形で、今、全国の自治体で議会にお諮りして改正をしているところでございます。9月の議会にお出ししているところもあれば、今回、取手市のように12月の議会でお出ししているところもございます。来年、令和2年4月1日から施行となりますので、そちらの議会に上程をする議案関係で、今の時期になってしまっているところもでございます。

○教育長

これは確認が必要なんですけれども、任用条件とか勤務条件の変更なので事前通告というか、周知期間とかがあるのでこの時期に多分していると思うんです。この議会を除くと、もう既に年明けになってしまって、3月になってしまうと直前になってしまうので、それは本人に提示する内容は期間が保てないので、恐らくそういったことになるかと思えます。あわせてそちらについても、きちんと説明なり資料なりを用意する必要があると思えますので、事務局はお願いをしたいと思えます。

○櫻井委員

今、教育長から、任用形態、それから任用期間の変更等もあるというようなお話もされましたが、今まで非常勤の形での任用の期間と、あと会計年度になりますと、当然、1年更新という形になるかと思えます。そのような、今まで例えば2年なり3年なりの任期で非常勤をお願いしてきた方々が会計年度に変更になるようなポジションがあるのかないのか。また、ある場合はどのように対応していくのか、そういったものも今回ではなくて、次回、また御説明いただけるということですのでお願いいたします。

○教育長

そのこともあわせて、お願いします。

そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。報告第29号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第29号は、報告のとおり承認をいたしました。

議案第44号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題といたします。

本件についての説明を石塚教育次長兼教育総務課長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長

それでは、議案第44号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、御説明いたします。

提案理由といたしまして、教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づきまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施しましたので、別紙のとおり結果報告書を作成し、議会への提出や市民に公表することによりまして、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていく趣旨から提出するものでございます。

点検評価報告書の作成につきましては、評価対象としまして、平成 30 年度において取り組んだ施策のうち、学校教育分野から 9 施策、社会教育分野から 11 施策、計 20 施策の重点施策として評価の対象としております。点検評価の進め方ですが、まず評価対象である施策の担当課において、点検評価シートに施策の目的、概要、成果及び今後の課題等を記入し、自己評価を行いました。次に、学識経験者である点検評価委員が学校教育分野と社会教育分野に分かれ、分野ごとに 3 回、のべ 6 回の点検評価会議を開催しております。点検評価会議では、点検評価シートをもとに担当課から施策の説明を行い、点検評価委員の皆様から多くの御意見や御質問をいただきました。その後、点検評価委員から施策ごとにいただいた御意見をまとめ、点検評価シートに掲載しております。

教育委員会におきましては、点検評価会議と同様に点検評価シートをもとに担当課より施策の説明や質疑を行い、教育委員会委員の皆様から分野ごとにいただいた評価をまとめ、教育委員会の評価として点検評価シートにこちらの報告書に掲載しております。これらの点検評価シートを冊子化したものが、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書、この報告書となっております。点検評価にていただきました点検評価委員の御意見及び教育委員会の評価につきましては、今後の教育行政に生かしてまいりたいと考えております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上となります。

○教育長

以上で本件に対する説明は終わりました。

本件についての質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

ちょっと時間をとって、資料を確認していただいたほうがいいですね。

記載の仕方なんですけど「教育委員会委員の意見」と書かないと、教育委員会となっていると機構体になっちゃうから「教育委員会委員の意見」にしないと。

○教育総務課課長補佐

「教育委員会委員の意見」に訂正します。

○教育長

そのほかよろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 44 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 44 号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第 45 号、取手市立図書館団体貸出要綱の一部を改正する要綱について、議

案第 46 号，取手市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について，議案第 47 号，取手市立図書館障害者用デージー資料の利用及び貸出しに関する要綱についての 3 件は，内容が関連しておりますので一括して議題といたします。

本件についての説明を求めます。大手教育次長兼図書館長お願いします。

○教育次長兼図書館長

図書館，大手です。それでは，議案第 45 号から議案第 47 号について，一括して御説明させていただきます。初めに，全体を通した目的について簡単に触れさせていただきます。

現在，学校図書館と市立図書館の連携事業「ほんくる」によって，市立図書館の図書も学校の子どもたちに提供しやすい環境が整いました一方で，学校の児童生徒の中には，活字の印刷物を読むことが困難な子どもたちがおります。こうした文字の認識に関する障害のことをディスレクシアと言いますが，日本ではこうした子どもたちが全学童の 4～5%いると言われておりまして，一般的な本を読むことが困難な子どもがクラスに 1 人～数人いると言われております。

図書館では，デージー資料と呼ばれる本文の文字・画像が音声と同期している電子図書を所蔵しています。学校にあるパソコンで簡単に再生できるデージー資料は，活字の認識が困難な子どもたちへの読書支援の一助となり，「ほんくる」の仕組みを生かした学習支援にもつながるのではないかと考えます。以上の目的により，デージー資料を学校に広く紹介し，貸出を可能とするため，関連する要綱，規則の改正及び新たな要綱の制定をお諮りするものです。

それでは，まず初めに，議案第 45 号，取手市立図書館団体貸出要綱の一部を改正する要綱について，ご説明いたします。

提案理由として，図書館で行う団体貸出について，現在進めている子どもの読書活動推進事業の一環として，デージー資料の学校への貸出を可能とするため，本要綱の一部を改正するものです。

まず，資料の 5 ページをご覧ください。こちらにデージー資料についての説明，デージー資料の特徴，現在図書館で保有しているデージー資料の保有点数，貸出の状況について記載されております。

平成 30 年度，デージー資料は 76 点受け入れをしてございます。6 ページに，デージー資料をパソコンで再生したイメージ資料が付けてありますので，あわせて御覧ください。7 ページから 10 ページには，図書館で所蔵するデージー資料一覧の抜粋を付けております。こちらの表の中で，一番右側の項目に「利用制限」とありますが，こちらが表の 2 行目の※印にあるように，著作権法の規定により利用対象者の縛りがあるものとなります。制限のある資料についての詳細は，最後の議案第 47 号でご説明いたしますが，デージー資料の利用は特定の障害のある方に限定して扱う必要があることから，個人貸出を対象としております。多くの図書館でも，デージー資料の扱いは障害者サービスとして位置づけられ，限定的に提供されている背景があります。したがって，今回，学校のクラス単位に団体貸出するデージー資料については，利用制限のない資料を原則対象とします。

次に 3 ページをご覧ください。こちらは，改正前の団体貸出要綱の抜粋になります。最後の行の第 4 条，貸出の制限等の項目として「次に掲げる図書館資料は，原則として団体への貸出しは行わない。」とし，次の 4 ページの 3 行目（3）に CD，DVD，DAISY 資料等の視聴覚資料とあり，デージー資料は，今まで団体貸出

の対象から外しておりました。

次に、1ページをご覧ください。こちらが、デージー資料を、学校に団体貸出するに当たり、改正するための新旧対照表になります。第4条の後段ただし書として、学校に対するデージー資料の貸出を可能にします。あわせて、第5条で、デージー資料の貸出冊数を5点以内、貸出期間を1カ月以内と規定します。

続きまして、議案第46号、取手市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

提案理由として、図書館所蔵のデージー資料のうち、利用制限のある障害者向けのデージー資料の利用及び貸出について、「取手市立図書館管理運営規則」に関して所要の整備を行うため、本規則の一部を改正するものです。

次に、2ページの参考資料をご覧ください。こちらは、現在の管理運営規則の抜粋になります。3ページ冒頭に「視聴覚資料の貸出」として規定した第12条の2では、デージー資料を総括して扱っており、障害者向けのデージー資料を特定した規定は今までありませんでした。

次に、1ページをご覧ください。こちらは、本規則の改正に伴う新旧対照表になります。内容としては、新たな条項を第12条の3として追加し、障害者向けのデージー資料の利用及び貸出しについては、別に定めるところによるとして、具体的には、次にお諮りする議案第47号で新たに要綱を制定いたします。

では、デージー資料関連の最後の議案になりますが、議案第47号、取手市立図書館障害者用デージー資料の利用及び貸出しに関する要綱について、ご説明いたします。

デージー資料には、利用対象者について、制限のある資料とない資料があると申し上げました。提案理由として、学校への団体貸出は、制限のない資料を対象とするため、逆に利用制限のあるデージー資料、いわゆる障害者用デージー資料の利用及び貸出しについての規程が必要になったことから、図書館におけるハンディキャップサービスを推進するため、新たな要綱を制定するものです。

1ページをご覧ください。こちらが今回新しく制定する要綱になります。まず、第1条では、趣旨としまして、デージー資料のうち障害者専用のもの利用及び貸出しに関して、必要な事項を定めます。

第2条では、利用対象者として、障害者用デージー資料を利用することができる者を規程しています。利用対象者としては、図書館の「利用カード」の交付を受けている者のうち、視覚著作物を利用することが困難なものとし、(1)から(9)の条件に該当する障害のある方を対象とします。ここで言う「視覚著作物」とは、資料4ページに、著作権法第37条第3項の規定がありますが、「視覚によりその表現が認識される方式」、つまり一般の図書のことを指しております。著作権法第37条第3項では、国が指定した福祉に関する事業者が一般の図書を利用することが困難な者の利用に供するため、必要と認められる限度において、原本の著作権を有する出版社の図書をデージー資料として作成し、2次利用を想定して図書館などで公衆に提供することを認めています。なお、ただし書きで、当該視覚著作物の著作権や出版権を有する者の承諾があれば、利用制限は要しないとしています。

次に、資料の5ページをご覧ください。こちらは、取手市を含む多くの図書館で所蔵しているデージー資料を提供している「日本障害者リハビリテーション協会」のガイドラインの抜粋です。こちらの団体が国の指定を受けて行う福祉事業、つま

りデジ資料の作成を行っております。こちらの中段以降に、デジ資料の限定利用を要請する説明があります。したがって、図書館が、これらのデジ資料を図書館利用者に貸出する際にも、原則として、限定した利用を求められることとなります。

1 ページにお戻りください。要綱に戻りまして、第3条以下第7条まで、デジ資料の利用・貸出しについて規定しております。なお、障害者用デジ資料の利用登録申込書は、資料の3ページでございます。小中学校の児童生徒についても、こちらの様式を用いて申請をいただくことにより、団体貸出ではなく個人貸出として、制限のあるデジ資料の貸出も可能となり、「ほんくる」の配送により学校にお届けすることを想定しています。また、この利用申請についても、必要に応じて、学校の先生が児童生徒の代理人となり、申請いただければ可能となります。

以上、長くなりましたが、デジ資料関連の貸出に関する要綱及び規則の改正、また新たな要綱の制定について、一括してご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○教育長

本件についての説明は以上でございます。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○小谷野委員

議案第45号の5ページのところに、デジ資料保有点数とか、過去の貸出の状況について出していただいて具体的にわかったんですが、かなり貸出されているという実績があるんですね。その辺のところから、やはりもっともっと借りていただきたいという意味で、これが出てきたのかなというふうに思ったんですけど、現在、図書館にあるものがこれから来年以降、さらに増えていくということも想定してよろしいでしょうか。

それからもう1点は、制限があるという状況のものが大半を占めるような状況になっていると思うんですよ。著作権の関係でしようがないんだろうとは思いますが、この辺のところの縛りというのは、今後借りやすくなるような状況になってくるんでしょうかね。その辺がちょっとわからないものですから、もしわかりましたら教えてください。

○教育次長兼図書館長

2点ご質問をいただきました。そのうちの最初の1点目ですけれども、これからデジ資料が充実していくかということなんですが、こちらにつきましては、毎年、一般の図書とデジ資料を含むAV関係の資料と予算を分けまして、計画的に購入をしているところなんですけれども、貸出の状況についても、今までは図書館に来ていただいている利用者が対象だったんですが、これからは団体貸出によりまして、学校にも積極的にお届けするようになりたいと思っておりますので、予算の枠の配分も若干でも増やして、平成30年度は76点というふうに申し上げましたけれども、もう少し、徐々に増やして活用できるように周知していきたいと思っております。

あとは、制限のある資料とない資料があるということで、これからの動向ということなんですが、こちらはあくまでもそれぞれの原作の出版社の意向によるところが大きいところがございます。デジ資料ではなくて、一般の方を対象とした電子書籍、主に漫画とかコミック本の電子書籍の出版というのが伸びている状況に

あるんですけれども、出版社側としては著作権を持っているものですから、デジタル資料としては1点当たり500円とか、それ以下の場合もあるんですけれども、福祉用途ということで出版元も採算を度外視して提供している事情がありまして、利用をフリーにするということはなかなか難しい状況であります。ですので、今後についても制限がある資料のほうが多くなると思います。

○櫻井委員

教育委員会から若干ずれてしまうかもしれませんが、デジタル資料の利用及び貸出に関する要綱の中で、これあくまで障害者用の資料という位置づけで、このデジタル資料の利用及び貸出に関する要綱がつけられておりますが、その障害者の定義づけというのが非常に広い定義づけになっているかと思われまいます。このデジタル資料というのは、ディスレクシアであるとか、あるいは障害をお持ちのお子さんに限らず、広い意味で例えば認知症とか、認知症の高齢者とか、そういうリハビリにも使われるものでありますので、3ページの別紙様式、障害者用デジタル資料利用登録申込書、こちらに関しては、例えば認知症のリハビリに使う高齢者、あるいは若年性の認知症のリハビリに使うような場合には使えるものとお考えでしょうか。あるいは、あくまでこれは障害者向けであるというようなことでしょうか。

○教育次長兼図書館長

お答えいたします。こちらの利用登録申込書の下の方の項目に、図書館確認欄というのがございます。私どもが今想定しているのは、はっきりとした障害者というような位置づけにある方以外にも、今、櫻井委員がおっしゃったような認知症傾向である方ですとか、活字を読むことが単純に困難な方についても、図書館は聞き取りによって、こちらの申請をいただければ利用を広げていく予定でおります。逆に、そのようにしていきませんと、本当に限定した幅しか利用が拡大されませんので、ある程度そこは緩和措置的な要素も踏まえて取り扱いをしたいと思っております。

○櫻井委員

ありがとうございました。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

ただいま一括議題となっております3件につきまして、順次採決をしたいと思っております。

まず、議案第45号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて議案第46号、こちらにつきましても原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 46 号は原案のとおり決定をいたしました。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

最後に、議案第 47 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 47 号は原案のとおり決定をいたしました。

委員の皆様にお知らせをいたします。この後議題となります報告 25、いじめ防止策等の取り組み状況に関する報告につきましては、個人が特定できる情報を含む報告内容となっております。また、議案第 48 号、教職員の人事関係については、人事に関する案件となります。

お諮りいたします。報告 25 及び議案第 48 号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。御異議ございませんので報告 25、議案第 48 号の議事は非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長

それでは、報告 25、いじめ防止策等の取り組み状況に関する報告についてを議題といたします。

報告を求めます。浅野指導課長お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。

以上で報告 25 の議事を終わります。

会議非公開のまま、いったん休憩をいたします。教育部長、教育参事、教育次長兼教育総務課長以外の職員は、議案第 48 号の議事が終わるまで会議室の外に退出をお願いいたします。

午後 4 時 35 分休憩

午後 4 時 36 分再開

○教育長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第 48 号、教職員の人事関係についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。森田教育参事、お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 48 号は原案のとおり決定をいたしました。

非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除します。

事務局職員の入場を求めます。

[会議室開鎖]

○教育長

それでは、引き続き会議を再開いたします。

次に、その他に入ります。事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐

それでは、事務局から12月の行事予定、それから教育委員会定例会の日程について御報告をいたします。

お手元にございます、令和元年12月行事予定表をご覧くださいと思います。主なものを御説明していきます。左側、1日日曜日午後1時半から、photoワークショップ「故郷の風景」とA-CHANちゃんの作品解説、こちらふじしろ図書館で行われます。下に行きまして、11日水曜日、市民大学講座「取手と芋銭ーカップの芋銭の魅力ー」ということで、福社会館で14時から行われます。下に行きまして、14日土曜日、ふれあいコンサートが取手ウェルネスプラザで14時から行われます。その下、15日日曜日、茨城大学地域連携プロジェクト事業「取手の方言と昔ばなしを語る会」取手図書館で主催ということ、福祉交流センターで行われます。午後1時半からになります。また、旧取手宿本陣の公開が年内最終日となります。こちらは屋根の修理のため年度内が休館となっております。

右側に行きまして、18日水曜日、午後2時から市民大学講座「プレ市制施行50周年 取手の歩み(その2)」ということ、ウェルネスプラザで行われます。その下に行きまして、20日金曜日、こちら先ほど文化芸術課のほうから御説明ございましたように「たいけん美じゅつ場V I V A」の開場式・内覧会が11時から行われます。ボックスヒルの4階になります。その下、21日土曜日、取手アートギャラリーオープンということ、10時から企画展「とりで美術の今」ということで、1月12日まで行われます。その下、24日火曜日の午前中に教育委員会の定例会を予定させていただいております。また後日、通知を差し上げますので御確認いただきたいと思います。また、この日をもって小中学校の終業式となります。その下、25日水曜日、午後1時から、市民大学東京大学EMP特別講座「人工知能AIの現在と近未来における人間とAIの共生」ということで、取手ウェルネスプラザで13時から行われます。その日の午後、第8回いじめ問題専門委員会が予定されております。その下に行きまして、27日金曜日をもって学校閉庁日、それから仕事納めという形になります。12月の予定については、以上になります。

御報告は以上です。

○教育長

確認等ございますか。よろしいですか。

○小谷野委員

学校閉庁は、1月はいつまでですか。

○学務給食課長

学校閉庁日は1月3日までです。4日は土曜日です。

○教育長

12月17日の10時から、宇野先生という外部の先生がいらっしゃるんですけど、その先生の校長対象の研修会がありますので、もしご都合つけば。

○小谷野委員

場所はどこですか。

○教育長

301 会議室です。

○指導課長

ちょっと確認して、連絡するようにしたいと思います。

○教育長

昨年 1 年間、永山小で検査やったりしていただいて、ご指導していただきました。
よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

以上で、今定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。
令和元年第 11 回教育委員会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。
午後 4 時 48 分閉会